

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵閣第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12節の2 E P A税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等</p> <p>(経済連携協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の6－1 法第8条の6第1項から第3項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2－1から9の2－4までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）第3条第1項」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号。以下この節及び9－1において「経済連携協定割当政令」という。）第2条第1項」と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第2条第3項」とあるのは「第1条第7項」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項」とあるのは「第2条第2項」と、「第2条第4項」とあるのは「第1条第8項」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>協定</u>関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と、「<u>関</u>税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000）とあるのは「経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000－2）と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済連携協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、経済連携協定割当政令別表第3第1項(1)若しくは(2)又は同表第3項(1)若しくは(2)に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際に経済連携協定割当政令第1条第7項に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）の提示を求める。</p>	<p>第12節の2 E P A税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等</p> <p>(経済連携協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の6－1 法第8条の6第1項から第3項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2－1から9の2－4までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）第3条第1項《証明書の提出》」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号。以下この節及び9－1において「経済連携協定割当政令」という。）第2条第1項《<u>関</u>税割当証明書の提出》」と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第2条第3項《証明書の発給》」とあるのは「第1条第7項《<u>関</u>税割当証明書の発給》」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項《輸入申告者》」とあるのは「第2条第2項《輸入申告者》」と、「第2条第4項《証明書の有効期間》」とあるのは「第1条第8項《<u>関</u>税割当証明書の有効期間》」と、「<u>関</u>税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>協定</u>関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書《証明書の提出の猶予》」とあるのは「第2条第1項ただし書《<u>関</u>税割当証明書の提出の猶予》」と、「<u>関</u>税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000）とあるのは「経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000－2）と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済連携協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、経済連携協定割当政令別表第2第1項又は第2項に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際に経済連携協定割当政令第1条第7項《<u>関</u>税割当証明書の発給》に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）の提示を求める。</p>